

# 人事・労務に役立つ NEWS LETTER

## 月刊くろうど

クラウド社会保険労務士事務所

TEL:084-983-1198 e-mail:info@kuroudo-sr.com

2020

5

Vol.36

1 ゆんたくひんたく

2 未払賃金 請求期間の延長

4 働き方改革推進支援助成金 新コース

3 新型コロナウイルス感染 社外への情報提供

5 70歳までの就業機会の確保が努力義務

発行元:クラウド社会保険労務士事務所 〒720-0067 広島県福山市西町二丁目 8-27 ポートビル 4F

## ゆんたくひんたく

桜の花が散り、葉桜の季節になりました。新型コロナウイルスにより、皆様の生活にも様々な影響が出ていることと思います。

さて、相変わらずマスク不足も続いている中、我が家では小学校の始業式前に子供用と大人用のマスクを作りました。

3月下旬に布を購入しようと手芸店へ。皆さん思うことは一緒で、マスクに適したガーゼは既に売り切れていました。ガーゼの残り布は少し持っていたので、そのことを店員さんに相談すると、表はリネンにして、肌にあたる部分だけガーゼを使えばいいですよと教えていただきました。手作りマスクの完成イメージを膨らませていると、あっという間に1時間経ち、時間を忘れるほど夢中になっていました。

完成を想像するワクワク感や達成感が手作りの醍醐味です。誰かのことを思い、喜んでくれる顔を思い浮かべながら作る作業は、幸せな気持ちにもさせてくれます。一人一人が「思いやり」の気持ちを大切に、少しでも早く日常に戻ることを願ひ、皆様と一緒に乗り越えていきましょう。

(箱田 / 代筆 松本)

## 重要改正 施行済

# 未払賃金が請求できる期間が延長されました(令和2年4月1日～)

令和2年4月1日施行の労働基準法の改正により、同日から、未払賃金が請求できる期間（賃金請求権の消滅時効期間）が延長されました。

.....賃金請求権の消滅時効期間の延長を確認.....

令和2年(2020年)4月1日以降に支払期日が到来するすべての労働者の賃金請求権について、消滅時効の期間を賃金支払期日から5年(これまでは2年)に延長しつつ、当分の間はその期間は3年となります。

### ●消滅時効の期間の延長の対象となるもの

金品の返還(労基法 23 条、賃金の請求に限る)、賃金の支払(労基法 24 条)、  
非常時払(労基法 25 条)、休業手当(労基法 26 条)、出来高払制の保障給(労基法 27 条)、  
時間外・休日労働等に対する割増賃金(労基法 37 条)、  
年次有給休暇中の賃金(労基法 39 条9項)、未成年者の賃金(労基法 59 条)

⑨年次有給休暇の請求権の消滅時効の期間(2年)や、退職金の請求権の消滅時効の期間(5年)に変更はありません。

### ★企業として注意が必要です。

例えば、令和2年4月に支払うべき賃金の一部に未払いがあり、その状態が続いていたとすると、3年後に、“3年分をまとめて請求される”といったことも起こります(これまでは最大で2年分でした)。

これまでも増して、未払賃金を発生させないために、労働時間の管理やこれに基づく給与計算を正確に行っていく必要があります。なお、この改正においては、「賃金台帳などの記録の保存期間の延長」、「付加金の請求期間の延長」も併せて行われています。

## 重要情報

# 新型コロナウイルスに社員が感染。取引先への情報提供等について本人同意は必要？

新型コロナウイルスの拡大防止のための企業の対応について、個人情報保護法相談ダイヤルに多く寄せられている質問に関する回答が、個人情報保護委員会から公表されました。どの企業にも起こり得る事例が取り上げられていますので確認しておきましょう。

.....個人情報保護法相談ダイヤルに多く寄せられている質問に関する回答.....

問1. 社員に新型コロナウイルス感染者と濃厚接触者が出た。社内公表する場合の注意点は何か。

(答) ご指摘のケースについて、同一事業者内での個人データの提供は「第三者提供」に該当しないため、社内で個人データを共有する場合には、本人の同意は必要ない。また、仮にそれが当初特定した利用目的の範囲を超えていたとしても、当該事業者内での2次感染防止や事業活動の継続のため必要がある場合には、本人の同意を得る必要はない。

問2. 社員が新型コロナウイルスに感染し、当該社員が接触したと考えられる取引先にその旨情報提供することを考えている。社員本人の同意を取ることが困難なのだが、提供することはできるか。

(答) 当該社員の個人データを取引先に提供する場合、仮にそれが当初特定した利用目的の範囲を超えていたとしても、取引先での2次感染防止や事業活動の継続のため、また公衆衛生の向上のため必要がある場合には、本人の同意は必要ない。

目的外利用や第三者提供は、原則として禁止されています。しかし、前記のQ&Aの事例は、接触者やその周りにいる方の人命にかかわる問題ですから、例外が認められるといったところです。

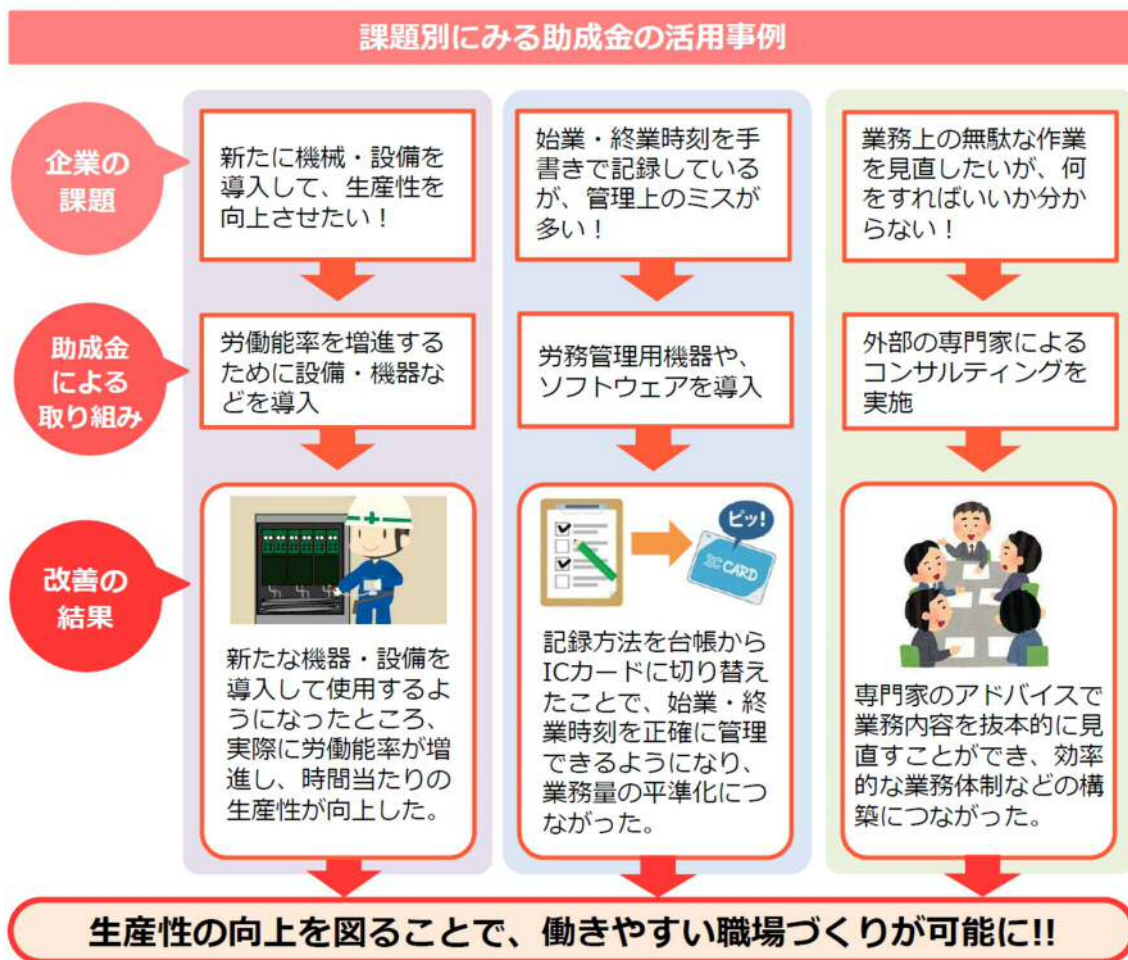
社員のプライベートに配慮しつつ、感染拡大防止のために必要な情報は、提供・公表すべきということになります。なお、そのような際に、感染者等に対するいじめや嫌がらせが行われることのないように留意すべきことを、社員に周知・啓発するなどの対応も必要となります。

# トビウタ「働き方改革推進支援助成金」新コースを紹介するリーフレットが公表されました

中小企業への時間外労働の上限規制の適用開始（令和2年4月1日～）に合わせて、「時間外労働等改善助成金」が「働き方改革推進支援助成金」に改められ、新たに「労働時間短縮・年休促進支援コース」が設けられました（予定どおりに制度がスタート）。

## 「働き方改革推進支援助成金」労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内

このコースは、生産性を向上させ、労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り込む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。



(厚労省のリーフレットより)

★ 対象事業主の範囲や申請の流れ、支給額など、詳しい内容については気軽にお尋ねください。

読者の皆さまへ

- ①皆さまのご意見、ご感想をお待ちしております。随時お寄せ下さい。
- ②ニュースレターの内容を無断で複製・転載することは著作権の侵害となります。くれぐれもおやめください。
- ③ニュースレターで取り上げた内容は、直面した事実をありのままに記載しているのであって、個人や団体を誹謗中傷するものではありません。誤解のないようお願いいたします。

クラウド社会保険労務士事務所 〒720-0067 広島県福山市西町二丁目 8-27 ポートビル 4F

TEL 084-983-1198 e-mail info@kuroudo-sr.com



重要改正 確定

## 高齢者の雇用に動き。民間企業では70歳までの就業機会の確保が努力義務(令和3年4月～)

令和2年3月下旬に、「雇用保険法等の一部を改正する法律」が成立しました。

この改正法には、70歳までの就業機会の確保を企業の努力義務とする高年齢者雇用安定法の改正も含まれており、その努力義務が、令和3年4月から適用されることになりました。

その概要を確認しておきましょう。



### .....70歳までの就業機会の確保(高年齢者就業確保措置の創設)の概要.....

65歳から70歳までの高年齢者就業確保措置(\*)を講ずることを企業の努力義務にするなど、70歳までの就業を支援する。

#### \*高年齢者就業確保措置

①定年引上げ ②継続雇用制度の導入 ③定年廃止 ④創業支援等措置

⇒ 労使で同意した雇用以外の措置(具体的には、次の措置をいう)

- 継続的に業務委託契約する制度により高年齢者の就業を確保する措置
- 社会貢献活動に継続的に従事できる制度により高年齢者の就業を確保する措置

【参考：民間企業における高年齢者の雇用のルールの整理(一般的な正社員について)】

- 60歳⇒定年
- 60歳以上65歳未満⇒高年齢者雇用確保措置〔義務：原則希望者全員。経過措置あり〕
- 65歳以上70歳未満⇒高年齢者就業確保措置〔努力義務〕←新設(令和3年4月～)

★70歳までの就業機会の確保が努力義務とされましたが、上記では、法律条文の用語も交えて紹介しました。法律上は、「高年齢者就業確保措置」という名称で規定が整備されています。

①～③が原則的な措置で、④の「創業支援等措置」は、企業が社員の過半数を代表する者等の同意を得た措置でなければならず、法律上は例外的な措置となっています。なお、国家公務員については、定年年齢を60歳から「65歳」に引き上げる改正法案が国会に提出されており、各方面で高齢者の雇用に促進する動きが具体化されてきました。その情報についても、機を見てお伝えします。

お仕事  
カレンダー  
5月



5/11 ● 4月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

5/15 ● 障害者雇用納付金の申告と納付期限  
● 障害者雇用調整金の申請期限  
● 在宅障害者特例調整金の申請

6/1 ● 4月分健康保険料・厚生年金保険料の納付  
● 3月決算法人の確定申告と納税・9月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)  
● 4月・9月・12月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)  
● 自動車税の納付

## KurouDoからのお知らせ

CHECK

当事務所は、以下の期間、ゴールデンウィーク休暇とさせていただきます。

期間：5月2日(土)～5月6日(水)

なお、5月7日(木)から営業させていただきます。

休暇中に頂戴したメール等につきましては、5月7日より順次ご対応させていただきます。

ご不便をおかけしますが、よろしくお願い致します。